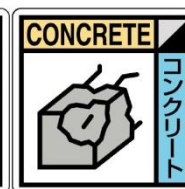
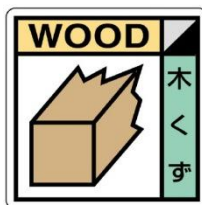


平成22年度ワークショップ活動【共通テーマ】

廃棄物種類の判断

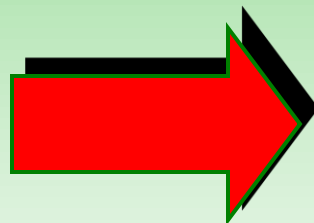
～産業廃棄物の種類について、各自治体の判断状況～



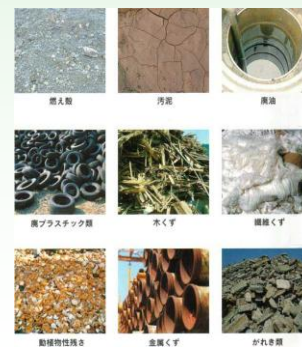
産業廃棄物処理業 経営塾OB会

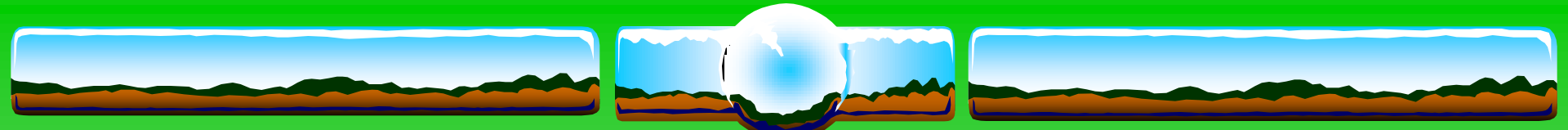
産業廃棄物の種類

多種多様な
産業廃棄物



20品目に
分類





産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

ゴムくず

鋳さい

廃アルカリ

廃プラスチック類

金属くず

紙くず

木くず

繊維くず

動物のふん尿

動植物性残さ

動物系固形不要物

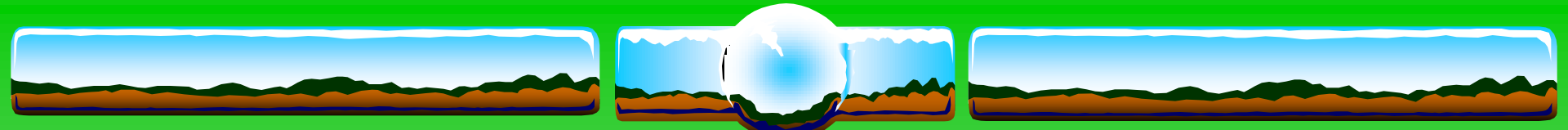
動物の死体

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

がれき類

ばいじん

法施行令第2条第
13号に規定する
産業廃棄物



廃棄物の排出状況

● 原則、分別排出

→ 実際は混合体が多い

→ 単品物でも複合品が多い

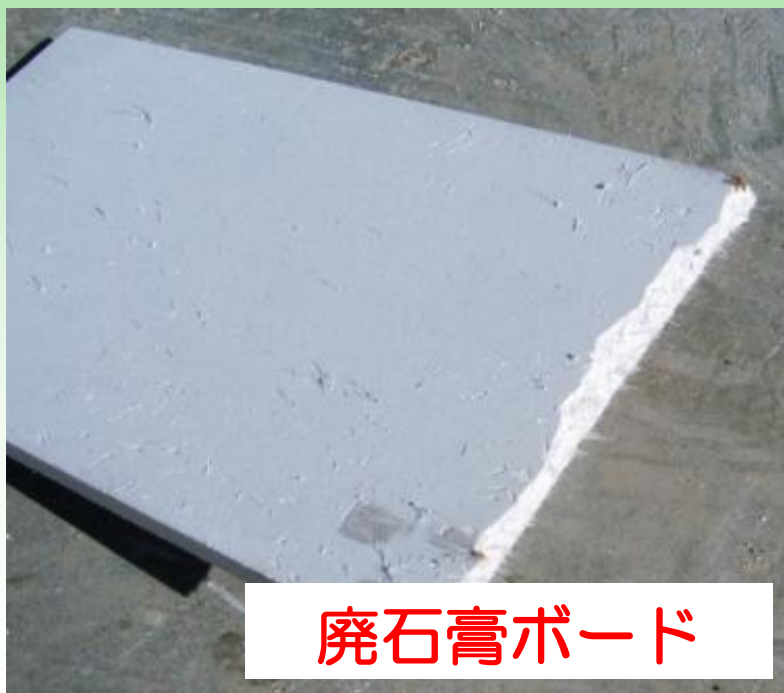
廃棄物の排出状況

【二品目以上の混合状態】



廃棄物の排出状況

【単品物】

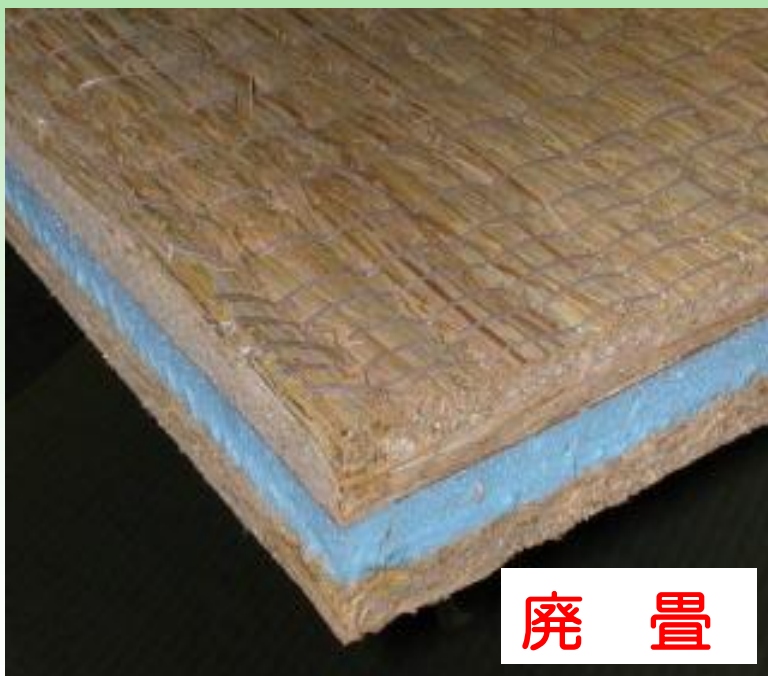


廃石膏ボード

- 紙と石膏粉の複合品
- 品目は『ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず』
(紙は付着物扱い)

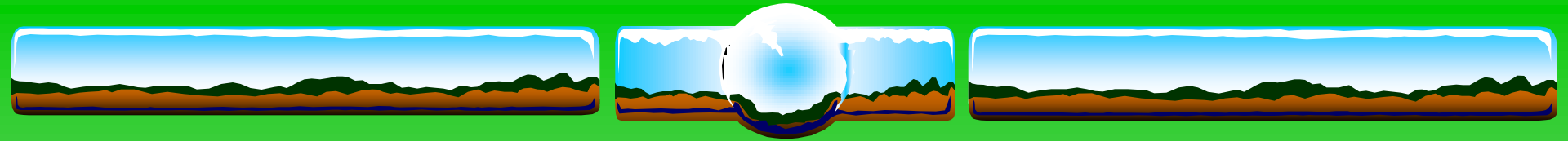
廃棄物の排出状況

【単品物】



廃 畳

- わらとスタイロの複合品
- 品目は『繊維くず』
(スタイロは付着物扱い)



廃棄物種類の判断基準

- 具体例を公開し、判断をする
上での指標となっている。

■ 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等

資料：日本産業廃棄物処理振興センターHPより抜粋

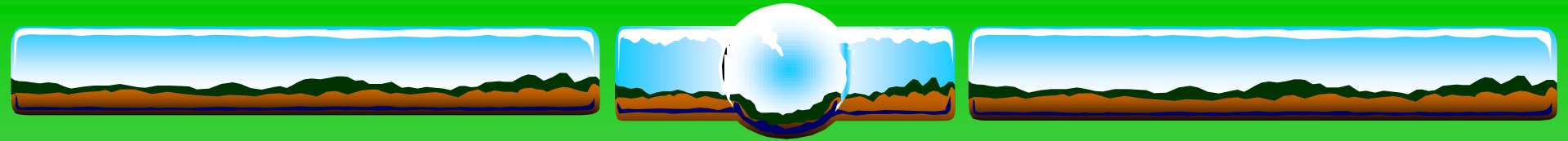
廃棄物種類の判断基準

産業廃棄物について

産業廃棄物の種類

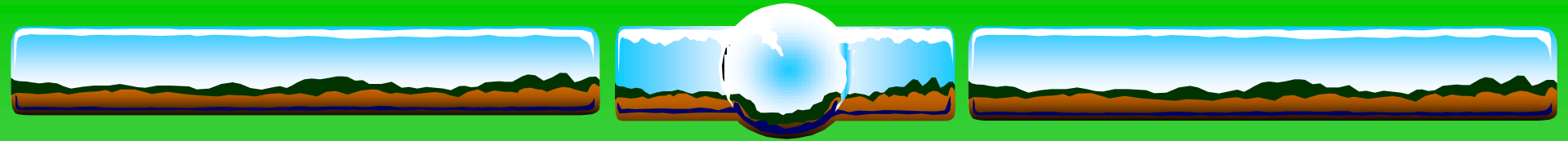
産業廃棄物名	内容	具体的例示
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	1. 有機性汚泥: 製紙スラッジ、下水汚泥、ビルビット汚泥(し尿の混入しているものを除く)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす 2. 無機性汚泥: 浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バブくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂すべての廃油	潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物系廃油(灯油、軽油、重油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ドルジ、タンカー洗浄排水、タールドッチ類(タールド

資料：群馬県環境森林部廃棄物政策課HPより抜粋



ところが

廃棄物は多種多様であり、
それを20品目に区分する
ため、各自治体により、
判断が異なることがある。



そこで・・・

経営塾を卒塾した全国の
メンバーによって、廃棄
品目の種類について調べ
ることにした。

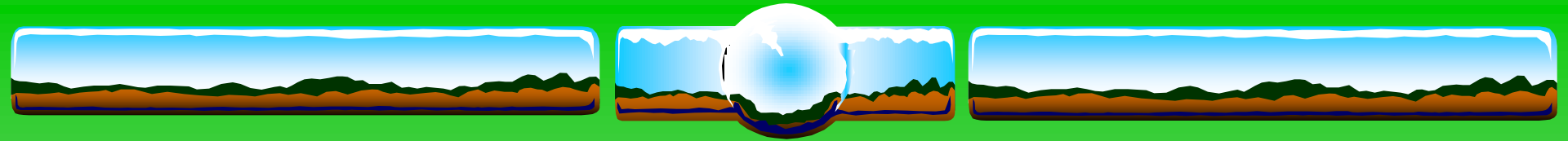
産業廃棄物の種類別にみた判断が相違する

具体的な事例

産業廃棄物種類判断の現状と統一化について

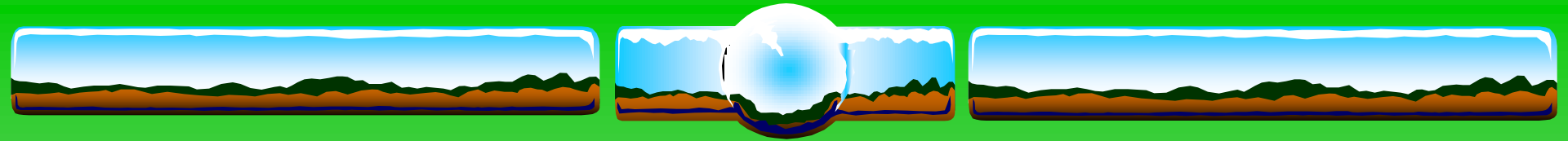
1. 廃棄物種類(単品・製品)の判断の違い

No.	種類	判断自治体	自治体における判断理由	不具合	統一判断等提案
1	レンガ・瓦・スレート材(解体工事より排出)	● ガラスくず・(製品の製造過程等で生ずる)コンクリートくず及び陶磁器くず ● がれき類(工作物の新築、改築又は除去により生じた・・・)	焼成したもので陶磁器くず発生工程で単独で排出されたものであればガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 厳密にはガラス・陶磁器ではないので、がれきに分類	レンガと瓦の処理についてX県ではガラ・陶と判断。Y県はがれき類と判断。廃棄物の発生場所がX県のため、一次マニフェストもガラ・陶で発行して中間処分場のあるY県まで収集運搬した。Y県で中間処理後、Y県内にある施設にレンガと瓦を搬出したが、Y県ではがれき類と判断されるため、二次マニフェストもがれき類で発行した。この場合、一次マニフェストと二次マニフェストの品目に相違があり、紐付けができなくなっている。	解体時にボード類のように原型のまま除去できるものはガラス・陶磁器くず、原型を保てないものはがれき類とする。 石綿含有量について、検査する主体は発注者であるにも関わらず、現実には行われていない。がれき類の中でも、含綿セメント板、含綿吸音板のような石綿含有産業廃棄物について、分別を徹底する必要がある。
2	廃活性炭(使用済み製品)	● 燃え殻 ● ばいじん ● 汚泥	活性炭の素材または発生工程による性状の差から種類を判断しているものと思われる。 活性炭は炭素なので燃え殻 排ガス処理用途・乾燥している場合はばいじん 排水処理用途・水に濡れている場合は汚泥	判断がまちまちである。燃え殻とするなら(溶融や焼成炉ではない)、一般の焼却設備でも燃え殻の許可を取得しなければならない。実際「燃え殻(廃活性炭に限る)」という許可を取得したが、品目追加は変更許可申請のため事務負担が大きい。 ばいじんと燃え殻らは、D×N類の分析必要。活性炭に含む水分により汚泥となればD×N類の分析は不要で安価となる。	発生工程に因るとすべき。(水処理用は汚泥、集塵機用はばいじん、バージン材なら燃え殻など) 処理方法は焼却等の強制酸化が適正処理のため望ましい。 その意味で、燃え殻やばいじんでは処理先が見つからない可能性が高いため、含水率によらず「汚泥」とすることが望ましい。
3	LLC(廃クーラント)	● 廃アルカリ ● 廃油	pHがアルカリであるため廃アルカリ 主成分のエチレングリコールは、ノルマルヘキサン抽出分となり油分として計測される。	判断がまちまちである。	pHで判断する場合と、環産第17号通知(S51.11.18)の油分を概ね5%以上含むものは廃油、を適用したもので判断が分かれており、統一すべき。



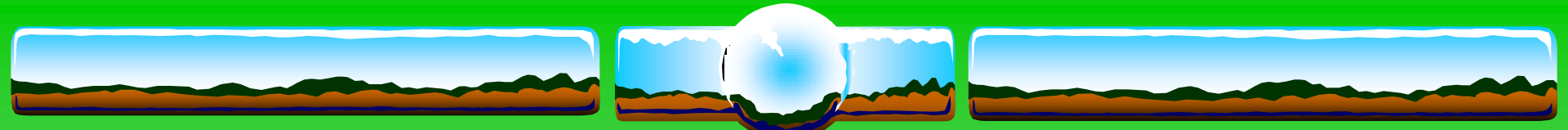
判断相違の区分

1. 単品物の判断の違い
2. 複合品の判断の違い
3. 通常産廃と特管産廃の判断の違い
4. 産廃と一般廃の判断の違い
5. その他



廃棄物の判断相違区分

1. 単品物の判断の違い
2. 複合品の判断の違い
3. 通常産廃と特管産廃の判断の違い
4. 産廃と一般廃の判断の違い
5. その他



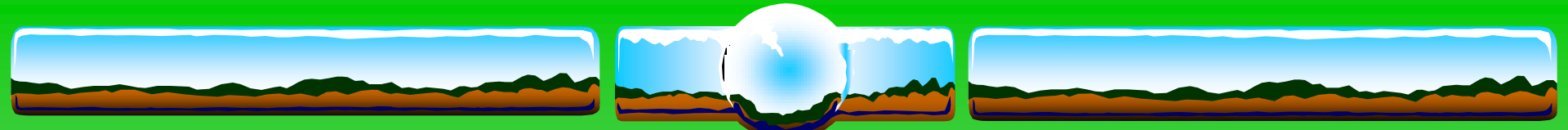
単品物の事例①

廃棄品目

レンガ・瓦・スレート材

がれき類

ガラスくず・コン
クリートくず及び
陶磁器くず



単品物の事例②

廃棄品目

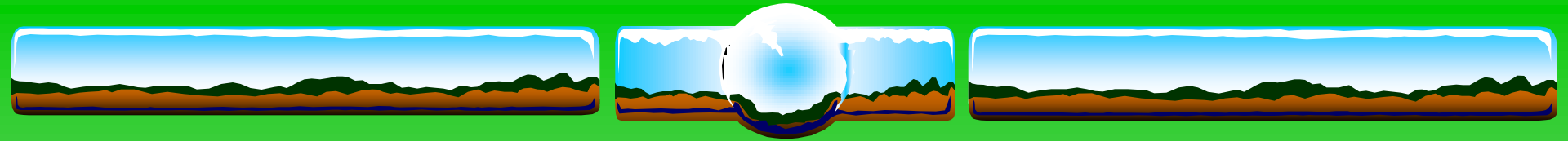
廃活性炭

ばいじん

鉋さい

燃え殻

汚泥



廃棄物の判断相違区分

1. 単品物の判断の違い

2. 複合品の判断の違い

3. 通常産廃と特管産廃の判断の違い

4. 産廃と一般廃の判断の違い

5. その他



複合品の事例①

廃棄品目

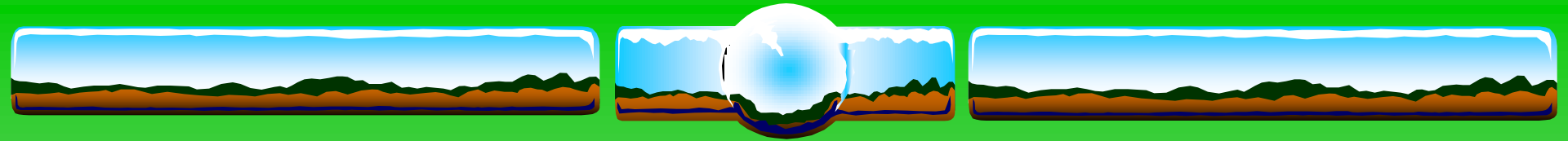
廃塗料

廃油と廃プ
ラの混合廃
棄物

廃油

廃プラ

汚泥



複合品の事例②

廃棄品目

廃蛍光灯

廃プラ
金属くず
ガラ陶

廃プラ
金属くず
ガラ陶
汚泥

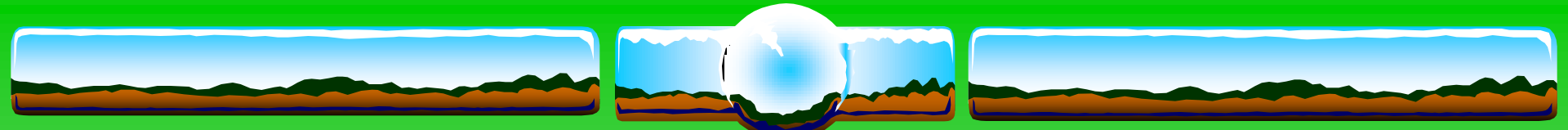
金属くず
ガラ陶

金属くず
ガラ陶
汚泥



廃棄物の判断相違区分

1. 単品物の判断の違い
2. 複合品の判断の違い
3. 通常産廃と特管産廃の判断の違い
4. 産廃と一般廃の判断の違い
5. その他



産廃と特管物の事例①

廃棄品目

廃バッテリー

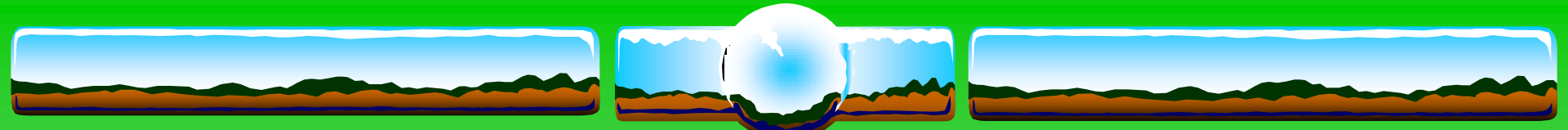
廃酸
廃プラ
金属くず
汚泥

廃酸

廃酸
廃プラ
金属くず

特管廃酸
廃プラ

特管廃酸
廃プラ
金属くず



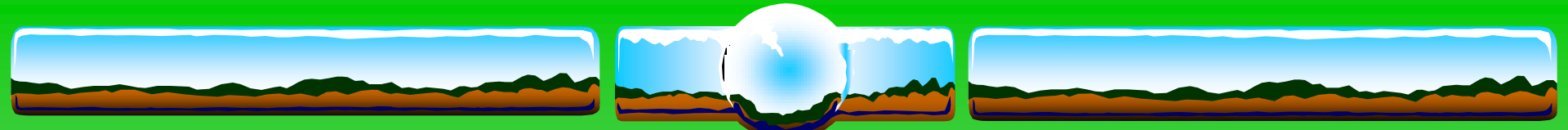
産廃と特管物の事例②

廃棄品目

ジクロロメタン含有の燃え殻

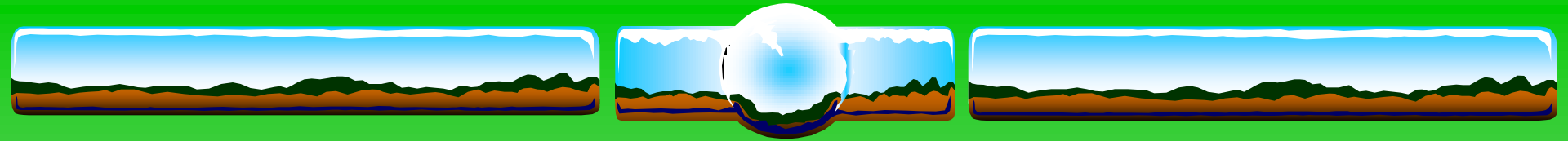
普通産廃

特管産廃



廃棄物の判断相違区分

1. 単品物の判断の違い
2. 複合品の判断の違い
3. 通常産廃と特管産廃の判断の違い
4. 産廃と一般廃の判断の違い
5. その他



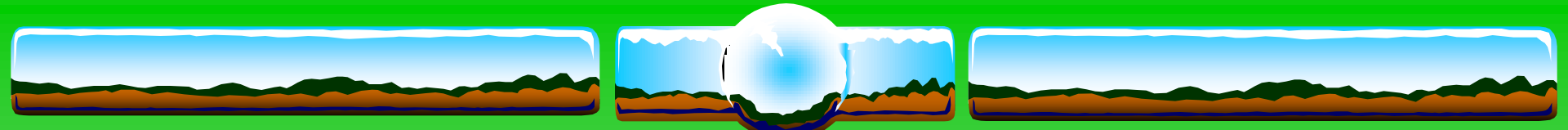
産廃と一般廃の事例①

廃棄品目

食料製造工場から出る廃棄物

事業系
一般廃棄物

産業廃棄物



産廃と一般廃の事例②

廃棄品目

食品流通業からの製品廃棄

事業系
一般廃棄物

産業廃棄物

現状の課題①

発生場所（A県）

【ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず】



処分場所（B県）

【がれき類】



現状の課題①

産業廃棄物処理業許可証 第000号	
住所 〇 〇 〇 〇 氏名 株式会社 〇 〇 〇 〇 代表取締役 〇 〇 〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。 昭和88年2月1日 △△知事 〇 〇 〇 〇 印 記 1 許可年月日及び許可番号 昭和63年2月1日 序廃第 09876 号 2 変更許可 昭和** 3 許可の期 〔注3〕 昭和68年 4 事業の態 〔注4〕 (1) 業の区 収集・	(2) 産業廃棄物の種類 〔注5〕 木くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリートの破片等（政令第14条第9号該当物）、以上5種類 廃プラスチック類、金属くずにあつては、PCBを含まないものに限る。 5 処理施設の種類の種類及び処理能力 〔注6〕 *****

発生場所：
ガラ陶の許可



産業廃棄物処理業許可証 第000号	
住所 〇 〇 〇 〇 氏名 株式会社 〇 〇 〇 〇 代表取締役 〇 〇 〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。 昭和88年2月1日 △△知事 〇 〇 〇 〇 印 記 1 許可年月日及び許可番号 昭和63年2月1日 序廃第 09876 号 2 変更許可 昭和** 3 許可の期 〔注3〕 昭和68年 4 事業の態 〔注4〕 (1) 業の区 収集・	(2) 産業廃棄物の種類 〔注5〕 木くず、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリートの破片等（政令第14条第9号該当物）、以上5種類 廃プラスチック類、金属くずにあつては、PCBを含まないものに限る。 5 処理施設の種類の種類及び処理能力 〔注6〕 *****

処分場所：
がれき類の許可

許可申請時にはあまり想定できないことであり、判断に迷う。許可品目がなければ法違反に繋がる。

現状の課題①

【一次マニフェスト】
ガラ陶



【二次マニフェスト】
がれき類

廃棄物の流れを把握する帳簿では、
一次マニフェストと二次マニフェ
ストの紐付けが整合しない。

現状の課題②

発生場所（A県）

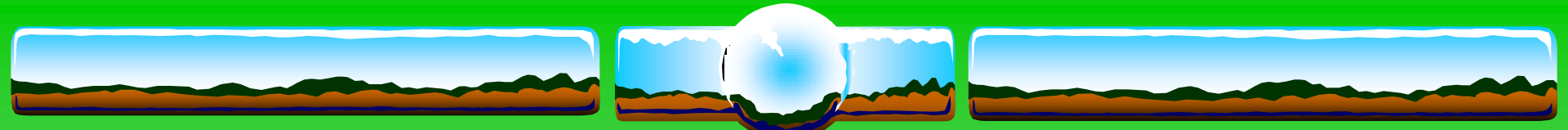
【通常産業廃棄物】



処分場所（B県）

【特別管理
産業廃棄物】





現状の課題②

そのため、通常産廃で扱ってきてく
れる処理工場へ流れる傾向があり、
商圈上、大きな制約となっている。

現状の課題③

発生場所（A県）

【事業系

一般廃棄物】



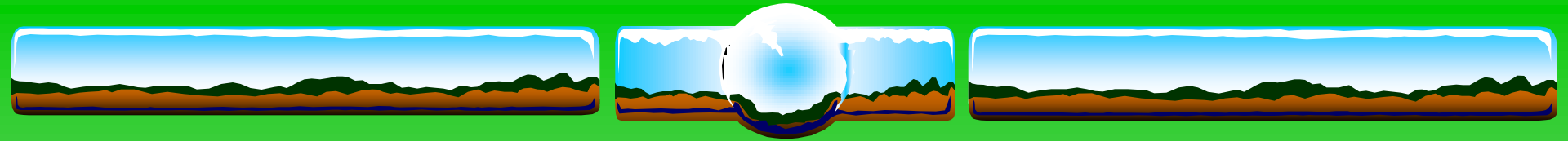
食品製造工場から出
る廃棄物

処分場所（B県）

【産業廃棄物】



食品製造工場から出
る廃棄物

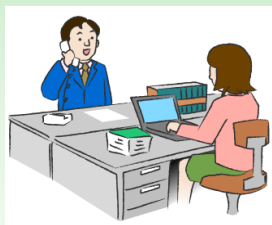


現状の課題③

事業系一般廃棄物という見解が出ても管轄する市区町村の処理施設で受入不可となった場合、産業廃棄物で処理するほかない。

改善要望提案①

産業廃棄物の種類を判断するのが誰なのか、明確にして欲しい。



発生場所の
自治体？



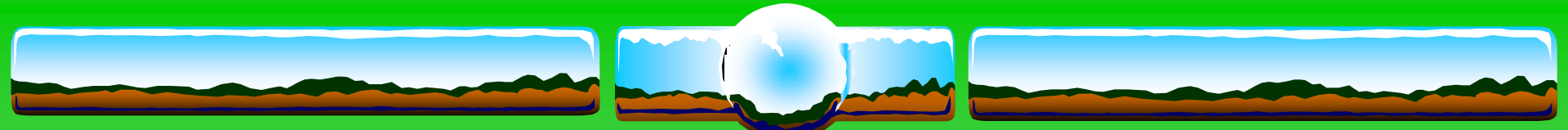
排出
事業者？

処分場所の
自治体？



処分
業者？

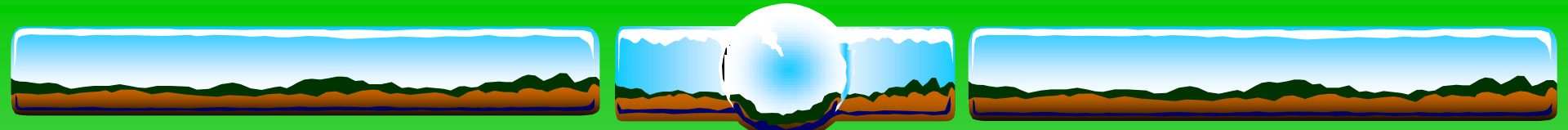




改善要望提案②

国・地方自治体や各廃棄物関係団
体がマニュアル等を作成している
が、統一化されていない。

判断基準についての詳細マニユア
ルと具体品目例が必要ではないか。



改善要望提案③

廃棄物の種類については、全国統一基準として欲しい。

そうでないと広域処理体制に支障が出て、地区によっては不適正な処理体制となってしまう。



ご清聴、ありがとうございました。

